

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2017年11月30日(30.11.2017)

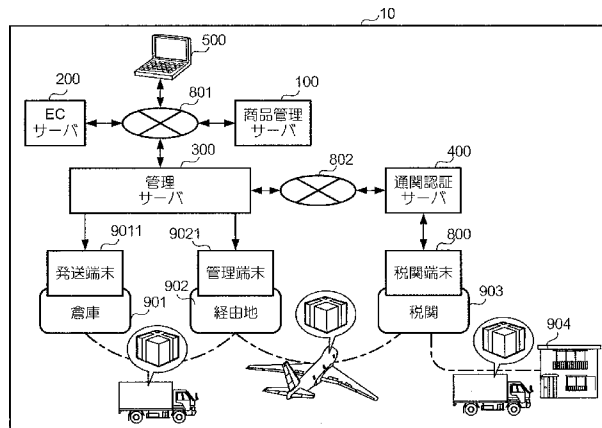


(10) 国際公開番号
WO 2017/203719 A1

- (51) 国際特許分類:
G06Q 30/06 (2012.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2016/066352
- (22) 国際出願日: 2016年6月2日(02.06.2016)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2016-102587 2016年5月23日(23.05.2016) JP
- (71) 出願人: 株式会社 A C D (ACD INC.) [JP/JP];
〒1050001 東京都港区虎ノ門二丁目 1
0 番 1 号 虎ノ門ツインビルディング
東棟 1 7 階 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 西浦 龍太郎 (NISHIURA, Ryutaro);
〒1050001 東京都港区虎ノ門二丁目 1 0 番
1 号 虎ノ門ツインビルディング東棟 1 7
階 株式会社 A C D 内 Tokyo (JP).
- (74) 代理人: 特許業務法人朝日特許事務所
(ASAHI PATENT FIRM); 〒1010054 東京都千
代田区神田錦町三丁目 1 5 番地 N T F
竹橋ビル3階 Tokyo (JP).
- (81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保
護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ,
BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH,
CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ,
EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN,
HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, KE, KG, KN, KP, KR,

(54) Title: COMMERCE SYSTEM, MANAGEMENT SERVER, AND PROGRAM

(54) 発明の名称: 商取引システム、管理サーバおよびプログラム



- 100 Merchandise management server
- 200 EC server
- 300 Management server
- 400 Customs clearance certification server
- 800 Customs terminal
- 901 Warehouse
- 902 Transfer point
- 903 Customs
- 9011 Shipping terminal
- 9021 Management terminal

(57) Abstract: Provided is a commerce system (10), comprising: an e-commerce (EC) server (200) which connects to a user terminal (500) and executes an e-commerce transaction; a customs clearance certification server (400) which manages prior customs clearance information; and a management server (200) which is connected to the customs clearance certification server and the EC server. The management server receives from a merchandise management server a registration request which includes merchandise information about an item of merchandise, transmits the registration request



WO 2017/203719 A1

KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME,
MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO,
NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU,
RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY,
TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC,
VN, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類：

- 一 国際調査報告（条約第21条(3)）

to the customs clearance certification server, receives prior customs clearance information for the item of merchandise from the customs clearance certification server, and notifies the EC server of the prior customs clearance information. In accordance with the request from the EC server, the customs clearance certification server generates the prior customs clearance information on the basis of the merchandise information, and transmits the generated prior customs clearance information to the management server. The EC server transmits the received prior customs clearance information with the merchandise information to the user terminal, and accepts from the user terminal an instruction to have the item of merchandise which is identified by the merchandise information be distributed via customs.

(57) 要約：商取引システム（10）は、ユーザ端末（500）と接続して電子商取引を実行するECサーバ（200）と、事前通関情報を管理する通関認証サーバ（400）と、前記通関認証サーバおよび前記ECサーバに接続された管理サーバ（200）とを有する。管理サーバは、商品についての商品情報を含む登録要求を商品管理サーバから受信し、登録要求を通関認証サーバに送信し、通関認証サーバから商品についての事前通関情報を受信し、事前通関情報を前記ECサーバに通知する。通関認証サーバは、ECサーバからの要求に応じて、前記商品情報に基づいて事前通関情報を生成し、該生成された事前通関情報を前管理サーバに送信する。ECサーバは、該受信した事前通関情報を商品情報とともにユーザ端末に送信し、商品情報によって特定される商品を税関経由で流通させる旨の指示を、ユーザ端末から受け取る。

明 細 書

発明の名称： 商取引システム、管理サーバおよびプログラム

技術分野

[0001] 本発明は、経済圏を跨いだ物流を実現させるためのシステムに関する。

背景技術

[0002] 近年、EC（E-commerce；電子商取引）サイトを利用して、国を跨いだ商取引事業（いわゆる越境EC）が注目されている。特許文献1では、個人輸入の偽装を防止して税関業務が円滑に進むようにするための物流情報システムが開示されている。同システムにおいては、まずユーザからの要求に応じてECサイトにて商品の購入が確定すると、仲介業者端末にて検品や税率の計算が行われる。検品結果や税率の情報はサーバに送信され、サーバにおいてユーザの管理や関税が加味された費用を支払うための請求情報の生成が行われる。請求情報はユーザ端末および仲介業者端末に送信される。仲介業者は、ユーザの支払いを確認すると、商品の発送および関税の支払を代行する。

先行技術文献

特許文献

[0003] 特開2013-235407号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] 特許文献1のシステムにおいては、商品購入後に通関手続きが実行されるため、例えば商品が税関に到着した際に通関条件を満たしていないことが事後的に判明する場合がある。この場合、税関側の業務が増え、物流が滞留する一因となる。すなわち、特許文献1の技術において、通関業務に係るユーザ側の負担が軽減されることは期待されるものの、通関処理の円滑化という点では改善の余地があった。

[0005] 本発明は、通関処理を円滑化することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0006] 本発明は、一の態様において、ユーザ端末と接続して電子商取引を実行するECサーバと、事前通関情報を管理する通関認証サーバと、前記通関認証サーバおよび前記ECサーバに接続された管理サーバとを有し、前記管理サーバは、商品についての商品情報を含む登録要求を生成する手段と、前記登録要求を前記通関認証サーバに送信する手段と、前記通関認証サーバから前記商品についての事前通関情報を受信する手段と、前記事前通関情報を前記ECサーバに通知する手段とを有し、前記通関認証サーバは、前記ECサーバからの要求に応じて、前記商品情報に基づいて事前通関情報を生成する手段と、該生成された事前通関情報を前記管理サーバに送信する手段とを有し、前記ECサーバは、該受信した事前通関情報を前記商品情報とともに前記ユーザ端末に送信する手段と、前記商品情報によって特定される商品を税関経由で流通させる旨の指示を、前記ユーザ端末から受付ける手段とを有する。

本発明は、他の観点において、商品についての商品情報を含む登録要求を受信する受付手段と、前記登録要求を通関認証装置に送信する要求手段と、前記通関認証装置から前記商品についての事前通関情報を取得する取得手段と、前記事前通関情報を、ユーザ端末と接続して電子商取引を実行する商取引装置に通知する通知手段を有する管理サーバ。

発明の効果

[0007] 本発明によれば、通関処理の円滑化が実現する。

図面の簡単な説明

- [0008] [図1]商取引システム10の概要を示す図。
[図2]管理サーバ300の機能構成を示す図。
[図3]通関認証サーバ400および税関端末800の機能構成を示す図。
[図4]ECサーバ200の機能構成を示す図。
[図5]商取引システム10の動作例を示す図。
[図6]ユーザ端末500に表示される画面の例を示す図。

発明を実施するための形態

- [0009] 商取引システム10は、図1に示すように商品管理サーバ100と、ECサーバ200と、管理サーバ300と、通関認証サーバ400と、ユーザ端末500を含む。管理サーバ300は、第2ネットワーク802を介して通関認証サーバ400と接続する一方、第1ネットワーク801を介してECサーバ200および商品管理サーバ100と接続する。第1ネットワーク801および第2ネットワーク802は同一の通信網であってもよいし異なる通信網であってもよい。例えば、第1ネットワーク801はインターネットであり、第2ネットワーク802はVPN（仮想プライベートネットワーク）である。
- [0010] 商取引システム10は、2つの経済圏（国その他の地域であって、他の圏からの商品の流入の際に通関処理が必要な圏）を跨いで商品を流通させるためのものである。具体的には、ユーザ端末500を操作するユーザ（商品の購入者；以下単にユーザという）が、ECサーバ200によって構築される、X国（例えば日本）内に設立された法人が運営するサイトを利用して商品を購入し、その商品をX国内にある倉庫901（例えば配送業者が所有）から、A国（例えば中国）内の配送先904へ商品を配送するためのものである。この際、商品はA国の税関903を経由することになる。なお、X国から輸出される際にX国の税関を経由することになるが、これについて図示は省略している。また、ユーザの居住地は、X国でもA国でもそれ以外の国でもよいし、配送先と同一であってもなくてもよい。
- [0011] また、同図ではECサーバ200は一つのみ描かれているが、複数存在してもよい。同様に、商取引システム10が扱う商品の発送地（倉庫901）は、複数の国に複数箇所所在してもよい。この場合、管理サーバ300は、全てのECサーバ200において取引された商品の物流に関する管理を行うことになる。
- [0012] 経由地902は、管理サーバ300と提携する配送業者の管理下にありX国の所定の場所に設置される。経由地902には、管理サーバ300と接続

され、作業員が操作する管理端末9021が設けられ、経由地902に到着した荷物の管理は、管理端末9021によって行われる。ECサーバ200のサイトで購入した全ての商品については、配送先がA国内である場合、管理サーバ300の指示の下、倉庫901から一旦経由地902へ配送される。

税関903は、A国の税関あるいはこれに相当する物品の輸入を管理するA国当局によって管理され、A国への物品の流入を管理する。具体的には、税関903は物品がA国の基準に適合するか否かを検査するとともに、必要に応じて所定の関税を徴収する。

[0013] ユーザ端末500は、ECサーバ200と接続して電子商取引を実行する。以下、電子商取引とは商品（有体物である物品）の購入であり、決済処理および購入した商品の配送サービスを含む。ユーザ端末500は、パーソナルコンピュータ、スマートフォン、携帯電話機等の情報処理装置であって、ECサーバ200にアクセスしてECサーバ200によって構築されるウェブサイトを表示し、ユーザによって入力された指示に基づいて、商品の購入および配送の指示をECサーバ200へ送信する機能を有する。

[0014] 商品管理サーバ100は、例えば、商品の製造メーカーや商品の卸業者によって所有され、ECサーバ200によって構築されるウェブサイト上で販売対象として掲載される商品についての情報を保有する装置である。具体的には、商品を識別する情報（物品ごとに付されるID）、商品の名称、商品のカテゴリ（「電化製品」、「洗濯機」など）、原産地、組成、商品の機能、特徴、その他商品についての詳細情報、商品を撮影した画像（以下、まとめて商品情報という）を記憶する。なお、商品情報の一部または全部は、管理サーバ300によって取得または生成されてもよい。この場合、商取引システム10から商品管理サーバ100を省略してもよい。

[0015] 図2は、管理サーバ300の機能構成を示す。管理サーバ300は、ECサーバ200で扱う商品について税関903における通関に関する登録処理（以下、事前通関処理という）を支援する情報処理装置である。具体的には

、管理サーバ300は、第1通信部310と、データ処理部320と、第2通信部330と、記憶部340と、配送管理部350を含む。第1通信部310は、商品管理サーバ100およびECサーバ200との間で情報を授受するための通信インタフェースとして実装される。第2通信部330は、通関認証サーバ400との間で情報を授受するための通信インタフェースとして実装される。

[0016] 第1通信部310は、受付部311と通知部312とを含む。受付部311は、商品情報を含む登録要求を商品管理サーバ100から受信する。通知部312は、通関認証サーバ400から取得した事前通関情報をECサーバ200に通知する。事前通関情報には、少なくとも、通関認証サーバ400にて事前登録処理が行われたことを示す情報を含み、通関処理の結果（適合／不適合）、その商品に課せられる関税の率や額、関税を計算するため情報（物品ごとに定められた区分を示す情報（HSコード）等）、その他通関処理に関連する情報が含まれてもよい。

加えて、受付部311は、ECサーバ200とユーザ端末500との間で商取引（商品の売買契約）が成立するたびに、ECサーバ200から受注情報を取得する。受注情報には、取引対象の商品情報のうち少なくとも商品のID、購入者を識別するID（例えば、マイナンバーやパスポート番号など、個人が一意に特定できる番号）、配送先の住所、ECサーバ200の識別IDその他の取引内容の示す情報が含まれる。

[0017] データ処理部320は、プロセッサとして実装され、翻訳処理部321とフォーマット変換部322と事前検品部323とを含み、管理サーバ300からの要求に基づいて通関認証サーバ400に事前通関を依頼するために必要なデータを生成する。

[0018] 事前検品部323は、商品管理サーバ100から取得した商品情報が、税関903が要求する基準を満たしているかを判定する。例えば、税関903が自国内への流通を許可する商品についての所定の特性に関する情報を要求している場合において、商品管理サーバ100から受信した商品情報にその

ような特性についての情報項目が存在するか否かを確認する。基準を満たさないと判定した場合、フォーマット変換部322は通知部312を介して追加の情報を商品管理サーバ100へ要求する。なお、事前検品部323は、情報項目の不足を判定することに加え、情報の内容（例えば商品のサイズ、重さ、特性、用途、性質等）が税関903の要求を満たすか否かを判定し、満たさない場合は、通知部312を介して、税関903において不適合である（換言すると、禁制品に該当する）旨を商品管理サーバ100に通知してもよい。

また、フォーマット変換部322および事前検品部323の少なくともいずれか一方の機能は、管理サーバ300と接続された装置（図示せず）によって実現されてもよい。

[0019] 事前検品部323にて基準を満たすと判定された場合、翻訳処理部321は、必要に応じて、X国の公用語で記載されている商品情報をA国の公用語に翻訳する。具体的には、記憶部340に記憶された辞書データを参照し所定の翻訳アルゴリズムに従って機械翻訳処理を行う。あるいは、翻訳処理部321は、管理サーバ300と別途設けられ、ネットワークを介して接続された専用の翻訳サーバ（図示せず）に対して商品情報の翻訳を依頼し、翻訳結果を取得してもよい。

フォーマット変換部322は、翻訳処理部321にて得られた商品情報の翻訳文を、通関認証サーバ400が要求する情報の形式に編集する。例えば、不要な情報項目の削除、情報項目名の変換、項目の統合を行う。

[0020] 第2通信部330は、要求部331と、取得部332と関税処理部333とを含む。要求部331は、事前通関依頼を通関認証サーバ400に送信する。加えて、要求部331は、ECサーバ200から受信した受注情報を通関認証サーバ400に送信する。取得部332は、商品管理サーバ100から受け付けた商品についての事前通関情報を通関認証サーバ400から取得する。関税処理部333は、通関認証サーバ400からの要求に応じて、税関903で処理された商品について、逐次または一括して、関税の支払い処

理を行う。

[0021] 記憶部340はハードディスクや半導体メモリ等の記憶装置であって、OSのほか、プロセッサによって実行されると上記の機能を管理サーバ300に実現させるためのプログラムを記憶する。通関認証サーバ400から受信した事前通関情報をその商品情報に対応付けて記憶する。

[0022] 配送管理部350は、プロセッサとして実装され、ECサーバ200から取得した受注情報から、必要な情報を抽出して管理端末9021に送信し、配送処理を依頼する。具体的には、少なくとも商品IDおよび送り主の情報（購入者の氏名、住所、および配送先の情報（宛名や住所））が送信され、好ましい態様において、これらに加えて購入者IDおよびECサイトのIDが抽出される。これらの情報のうち少なくとも商品IDについては、その商品とともに梱包されまたはその商品の包装部材に付されるなどして、以後商品とともに移動する。

[0023] 図3は、通関認証サーバ400および税関端末800の機能構成を示す。通関認証サーバ400は、通信部410と、依頼処理部420と、データベース430と、通信部490と、関税処理部460とを含み、管理サーバ300からの要求に応じて事前通関情報を生成する。とともに、税関903からの要求に応じて税関に到着した商品をチェックする。

[0024] 通信部410は、受信部411および送信部412を含み、管理サーバ300との間で情報の授受を行うための通信インターフェースとして実装される。加えて、通信部410は、管理サーバから受注情報を取得する。

受信部411は、データ処理部320で生成された情報を内包する事前通関依頼を受信する。送信部412は、依頼処理部420にて生成された事前通関情報を管理サーバ300へ送信する。また、関税処理部460から供給された関税の支払要求を管理サーバ300へ送信する。

[0025] 依頼処理部420は、適否判定部421および税率算出部422を含み、プロセッサとして実装される。適否判定部421は、管理サーバ300からの要求に応じて、該要求に内包された商品情報に基づいて事前通関情報を生

成する。具体的には、税関端末800にアクセスして商品情報を送信し、その商品が税関903において通過を認められている商品であるか否かを問い合わせ、問い合わせの結果をデータベース430に記憶する。適合した場合、税率算出部422は、データベース430に記憶された情報を参照し、その商品の関税についての情報（税率や税額、あるいは関税を決定するために必要な情報（HSコード等の商品区分の情報））を、データベース430に記憶されたデータベースを参照して決定する。そして、事前通関に適合した旨および決定した関税を事前通関情報に内包させる。このほか、例えば、事前通関情報には認定日などの情報が内包されてもよい。なお、通関が不適合であると判定された場合、不適合を示す情報が事前通関情報に内包される。

[0026] データベース430は、ハードディスクや半導体メモリ等の記憶装置であって、通関認証サーバ400を動作させるためのプログラムのほか、通関の適否を判定するために必要な情報および関税の計算に必要な情報（例えば、税額と区分の対応テーブル）が記憶される。加えて、データベース430には、依頼処理部420にて生成された事前通関情報が記憶される。

通信部490は、税関端末800と接続し、必要に応じて、輸入の適否の判定に必要な情報や関税に計算に必要な情報を税関端末800から取得する。

[0027] 税関端末800は、税関当局によって運用されるコンピュータであって、税関職員はこのコンピュータに記憶された情報に基づいて、税関903に到着した商品进行处理する。具体的には、商品識別部450が、税関903に到着した商品を特定する。商品認識部450は、例えば、商品の包装に貼付された商品のIDを表すバーコードを読み取る装置として実装される。通信部820は、通関識別サーバ400との間で情報の授受を行う。

[0028] 通関判定部440は、データベース810を参照し、その商品に対して事前通関処理が行われているか否かを判定する。具体的には、到着した商品に合致する商品IDを有する事前通関情報が存在するかを確認し、存在する場合、当該商品IDに対応する受注情報を抽出し、ECサーバ200のIDが

予め登録されたものであるかをチェックする。加えて、購入者IDをチェックする。例えば、税関903の規則上、同一の購入者によるA国内への商品の持ち込みに制限が存在する場合、この制限に該当しないかを確認する。上記のチェックを全てパスすると、通関処理が完了した旨が記憶されるとともに、税関職員または税関903に設けられた自動搬送装置（図示せず）によって仕分けされて税関外に運ばれ、所定の配送業者によって所定の配送先へ届けられる。事前通関処理が行われていなければ、通常の処理（検品、関税の区分や額の計算、配送先への呼出し通知等）を行う。

[0029] 関税処理部460は、データベース430を参照し、税関903でのチェックを受けた旨を表す情報が存在するすべての商品について、関税を支払うよう、送信部412を介して管理サーバ300へ要求する。この要求は、例えば、複数の商品について一括して行われる。

[0030] 図4はECサーバ200の機能構成を示す。ECサーバ200はEC（E-commerce）サイトを運営する事業者によって管理される。ECサーバ200は、取引実行部210と、記憶部220と、通信部230と、記憶部220と、表示制御部240とを含む。

[0031] 記憶部220は、ハードディスクや半導体メモリ等の記憶装置であって、OSのほかプロセッサによって実行されると下記の機能をECサーバ200に実現させるためのプログラムを記憶する。ECサーバ200の機能を実現するためのプログラムのほか、ユーザ端末500から取得したユーザ情報（ログインID、パスワード、ユーザ識別ID、住所、氏名等、クレジットカード番号等の決済情報、その他ECサイトを利用するために予めユーザから取得した情報）、掲載している商品の在庫についての情報、商品情報、管理サーバ300から受信した事前通関情報、商取引が成立した際にECサーバ200にて生成される受注情報が記憶される。

[0032] 表示制御部240は、管理サーバ300から取得した商品情報と事前通関情報とに基づいて、サイトに表示するコンテンツを作成する。

[0033] 通信部230は、管理サーバ300、ユーザ端末500、倉庫901、与

信管理サーバ（図示せず）との間で情報の授受を行うための通信インターフェースとして実装される。通信部230は、管理サーバ300から商品情報と事前通関情報とを受信する。また、通信部230は、表示制御部240にて生成されたコンテンツを、ユーザからの要求に応じてユーザ端末500に提供する。また、通信部230は、商品情報によって特定される商品を税関903経由で流通させる旨の指示をユーザ端末500から受け付ける。具体的には、商品の購入およびユーザが指定する配送先への配送依頼をユーザ端末500から受け付けると、取引実行部210へ供給する。また、通信部230は、購入処理部212にて生成された受注情報を管理サーバ300へ送信する。

[0034] 取引実行部210は、プロセッサとして実装され、商取引に関する情報を処理する。取引実行部210は、決済処理部211と購入処理部212とを含む。決済処理部211は、記憶部220を参照し、商品購入に係る決済処理を行う。具体的には、記憶部220に記憶された情報を用いて図示せぬ決済サーバに接続し、代金（商品の費用、配送費用、ECサーバ200や管理サーバ300に支払う手数料、および関税等）をユーザの口座から引き落とす処理を行う。

[0035] 購入処理部212は、ユーザ端末500や記憶部220から取得した情報に基づいて、取引ごと（一つの購入商品ごと）に受注情報を生成する。

[0036] 図5は、商取引システム10の動作例を示す。まず、商取引システム10を構成する各ECサーバ200は、ECサーバ200のIDを管理サーバ300および通関認証サーバ400を介して税関端末800へ送信し、予め税関端末800にECサーバ200を登録しておく。また、ユーザは予めECサイトで会員登録を行っているものとする。

[0037] 商品管理サーバ100は、ECサーバ200に掲載したい商品の商品情報を管理サーバ300へ送信する（S102）。管理サーバ300にて、商品情報のチェック（事前検品）を行い、必要に応じて商品情報に対して翻訳処理やフォーマット変換を行って、通関認証サーバ400に照会するためのデ

ータを生成する（S104）。生成されたデータは、事前通関依頼に内包され通関認証サーバ400に送信される（S106）。通関認証サーバ400は、事前通関依頼を受け取ると、必要に応じて税関端末800にアクセスし、通関の適否や関税の計算を行って事前通関情報を生成する（S108）。生成された事前通関情報は、データベース430に記憶されるとともに通関認証サーバ400から管理サーバ300へ送信される（S110）。管理サーバ300は、通関認証サーバ400から事前通関情報を受信すると、記憶部340に記憶するとともに（S112）、ECサーバ200へ転送する（S114）。以上で事前通関処理が完了する。

[0038] ECサーバ200は、取得した商品情報に基づいてその商品についてのコンテンツを生成する（S116）。このコンテンツがユーザ端末500にて表示された例を図6に示す。この例では、管理サーバ300から取得した商品情報から、商品ID、商品名、価格、商品詳細の情報が抽出されるとともに、この商品について管理サーバ300から取得した関税率および事前通関が行われているか否かの情報が表示される。同図では、「01234」で特定される商品はA国において事前通関処理が行われており、購入時に5%の関税が上乗せされることを示している。一方、「01234」の商品については、A国において事前通関処理が行われており、購入時に4%の関税が上乗せされることを示している。

なお、A国が購入者の国または倉庫901に関税額（あるいは率）が依存する税体系を採用している場合、ECサーバ200は、ログイン時にユーザ端末500がある国の情報を取得するなどして、上記税体系を加味した関税の情報を表示してもよい。

[0039] 図5に戻り、ユーザ端末500からECサーバ200にアクセスして図6のような画面を確認したユーザは、商品の購入を決定すると、購入対象の商品の指定や配送先の住所等の必要な情報を入力するなどの所定の操作を行う（S202）。入力された情報はECサーバ200に送信される（S204）。ECサーバ200は、入力された情報に基づいて受注情報を生成する（

S 2 0 6)。受注情報は、管理サーバ300へ送信されて税関端末800に登録される(S 2 0 8)。管理サーバ300は受注情報に基づいて発送に必要な情報を発送端末9011へ送信する(S 2 1 0)。以後、X国内の所定の配送業者によって商品が倉庫901から経由地902に配送され、管理端末9021および税関端末800においてチェックが行われ、最終的に配送先904へ商品が届けられることになる。

[0040] 上記実施例によれば、購入者や商品の受取人等が税関に出向いて通関手続きをする手間が省かれる。よって、税関にて物流が滞留することがなく、通関処理が円滑に遂行する。また、商品購入時には、その商品が税関を通過することが事実上保証されているので、商品が確実に到着するという安心感がユーザに与えられる。さらに、ユーザは商品購入時に関税率を事前に把握することができるので、関税を考慮して購入対象の商品を検討することができる。

[0041] 商取引システム10は、複数の国への配送に対応すべく、複数の税関903にそれぞれ対応する複数の通関認証サーバ400を含んでいてもよい。すなわち、一つの国（あるいは税関当局）ごとに通関認証サーバ400が設けられ、事前通関情報が税関当局ごとに生成される。この場合、ECサーバ200が作成するコンテンツには、複数の税関903のうちどの税関において事前通関済みであるかを示す情報が含まれる。

商品情報は、事前通関情報と別途、ECサーバ200に提供されてもよい。例えば、商品情報が商品管理サーバ100からECサーバ200に直接送信される。

[0042] また、本発明は、物品が税関当局を跨いで流通する商取引であればいかなる形態のものでも適用可能であり、取引商品の種類や金銭の授受を含む取引の形態については、上記の例に限定されない。なお、税関とは、2つの経済圏の間の物品の移動を監視する機関であればよい。

管理サーバ300の機能を2以上の装置に分離して実装させてもよい。

要するに、本発明の管理サーバは、商品についての商品情報を含む登録要

求を受信する受付手段と、前記登録要求を通関認証装置に送信する要求手段と、前記通関認証装置から前記商品についての事前通関情報を取得する取得手段と、前記事前通関情報を、ユーザ端末と接続して電子商取引を実行する商取引装置に通知する通知手段とを有していればよい。

符号の説明

[0043] 100・・・商品管理サーバ、200・・・ECサーバ、300・・・管理サーバ、400・・・通関認証サーバ、500・・・ユーザ端末、801・・・第1ネットワーク、802・・・第2ネットワーク、901・・・倉庫、902・・・経由地、903・・・税関、904・・・配送先、310・・・第1通信部、311・・・受付部、312・・・通知部、320・・・データ処理部、330・・・第2通信部、331・・・要求部、332・・・取得部、350・・・配送管理部、340・・・記憶部、333・・・関税処理部、430・・・データベース、420・・・依頼処理部、410・・・通信部、411・・・受信部、412・・・送信部、421・・・適否判定部、422・・・税率算出部、460・・・関税処理部、440・・・通関判定部、450・・・商品識別部、210・・・取引実行部、220・・・記憶部、211・・・決済処理部、212・・・購入処理部、240・・・表示制御部、321・・・翻訳処理部、322・・・フォーマット変換部、323・・・事前検品部、230・・・通信部、9011・・・発送端末、9021・・・管理端末、800・・・税関端末

請求の範囲

- [請求項1] ユーザ端末と接続して電子商取引を実行するECサーバと、事前通関情報を管理する通関認証サーバと、前記通関認証サーバおよび前記ECサーバに接続された管理サーバとを有し、
- 前記管理サーバは、
- 商品についての商品情報を含む登録要求を生成する手段と、
- 前記登録要求を前記通関認証サーバに送信する手段と、
- 前記通関認証サーバから前記商品についての事前通関情報を受信する手段と、
- 前記事前通関情報を前記ECサーバに通知する手段と
- を有し、
- 前記通関認証サーバは、前記ECサーバからの要求に応じて、前記商品情報に基づいて
- 事前通関情報を生成する手段と、
- 該生成された事前通関情報を前記管理サーバに送信する手段と
- を有し、
- 前記ECサーバは、
- 該受信した事前通関情報を前記商品情報とともに前記ユーザ端末に送信する手段と、
- 前記商品情報によって特定される商品を税関経由で流通させる旨の指示を、前記ユーザ端末から受付ける手段と
- を有する
- ことを特徴とする商取引システム。
- [請求項2] 商品についての商品情報を含む登録要求を受信する受付手段と、
- 前記登録要求を通関認証装置に送信する要求手段と、
- 前記通関認証装置から前記商品についての事前通関情報を取得する取得手段と、

前記事前通関情報を、ユーザ端末と接続して電子商取引を実行する商取引装置に通知する通知手段と
を有する管理サーバ。

[請求項3] 前記事前通関情報には、前記商品に課される関税を決定するための情報が含まれる
請求項2記載の管理サーバ。

[請求項4] 前記商品に課される関税を決定するための情報には、当該商品の配送元の情報が含まれる
請求項3に記載の管理サーバ。

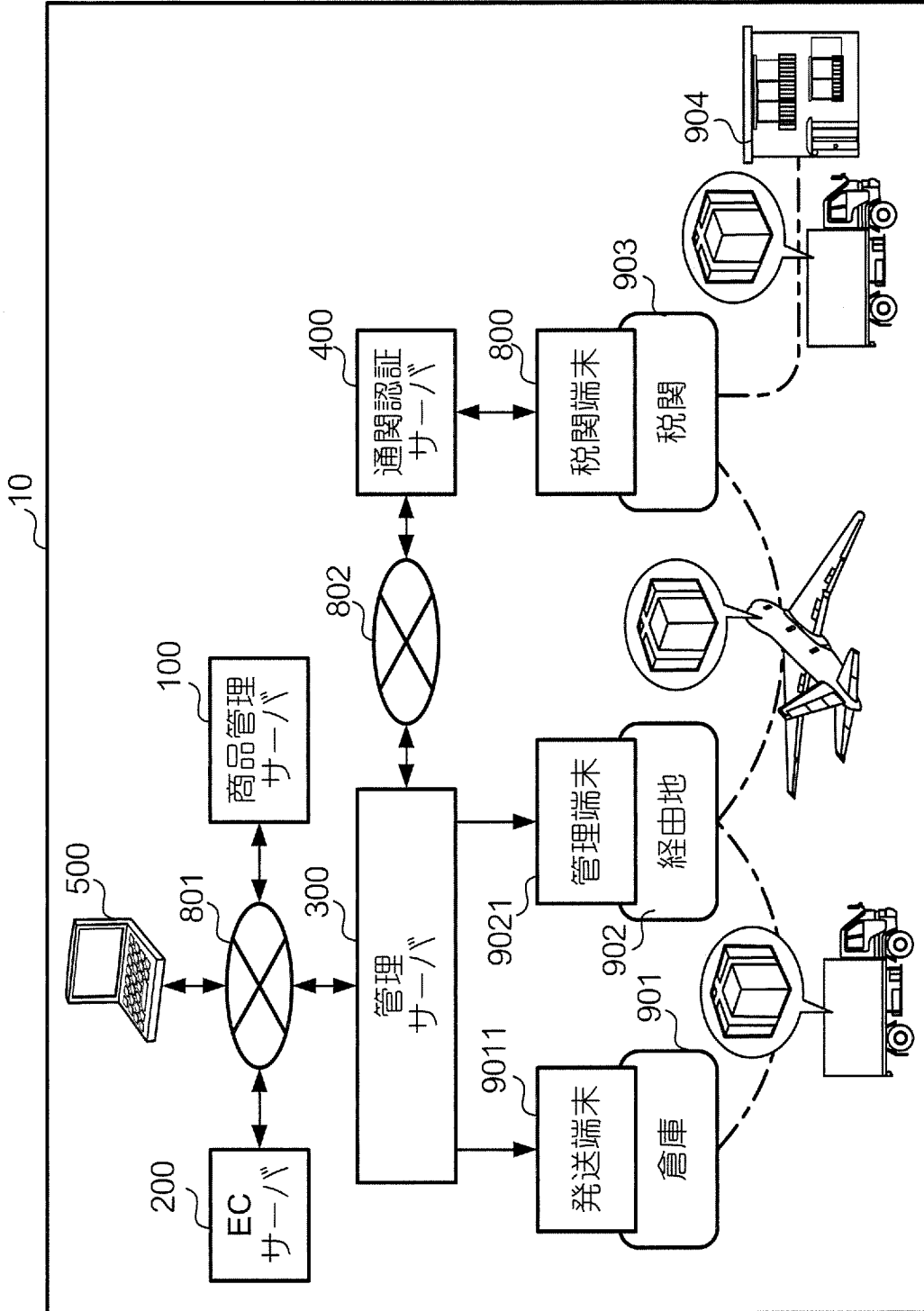
[請求項5] 前記商品情報を前記通関認証装置が要求する形式に編集し、編集後の商品情報を前記通関認証装置に送信する、
請求項2ないし4のいずれか一つに記載の管理サーバ。

[請求項6] 前記編集は、商品情報を記述する言語の翻訳処理を含む、
請求項5に記載の管理サーバ。

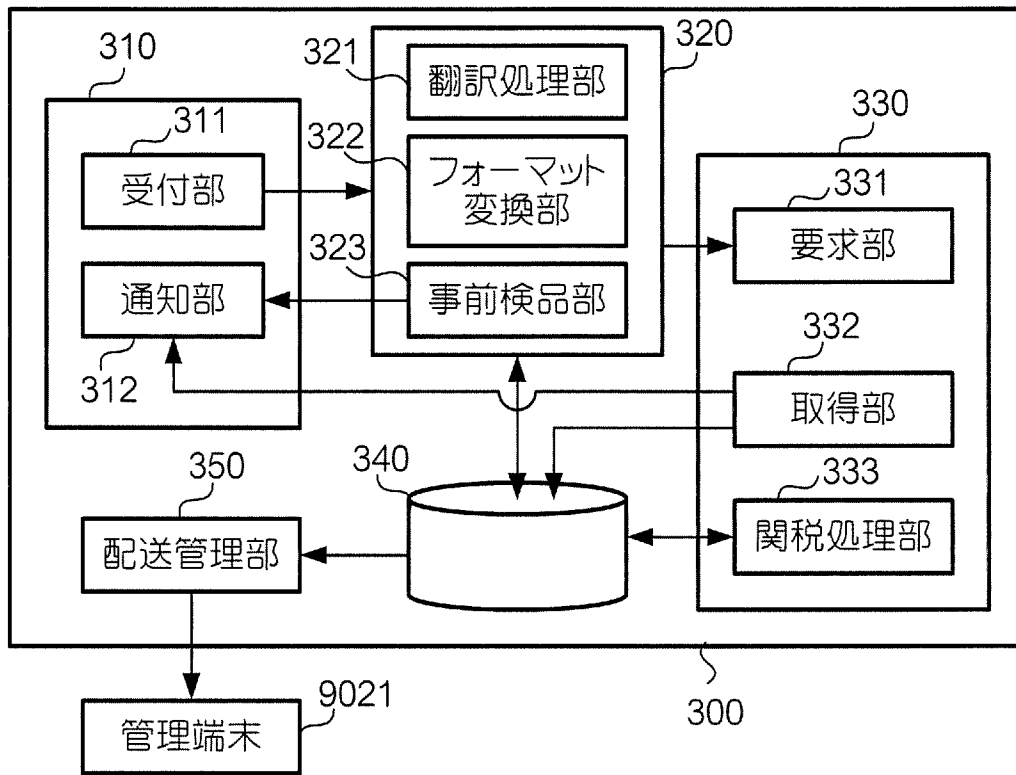
[請求項7] 前記商品情報が、前記通関認証装置が要求する基準を満たしているかを判定する手段と、
基準を満たさない場合は、前記登録要求の送信元に対して追加情報を要求する手段と
を更に有する
請求項2～6のいずれか一つに記載の管理サーバ。

[請求項8] コンピュータに、
商品についての商品情報を含む登録要求を受信するステップと、
前記登録要求を通関認証装置に送信するステップと、
前記通関認証装置から前記商品についての事前通関情報を取得するステップと、
前記事前通関情報を、ユーザ端末と接続して電子商取引を実行する商取引装置に通知するステップと
を実行させるためのプログラム。

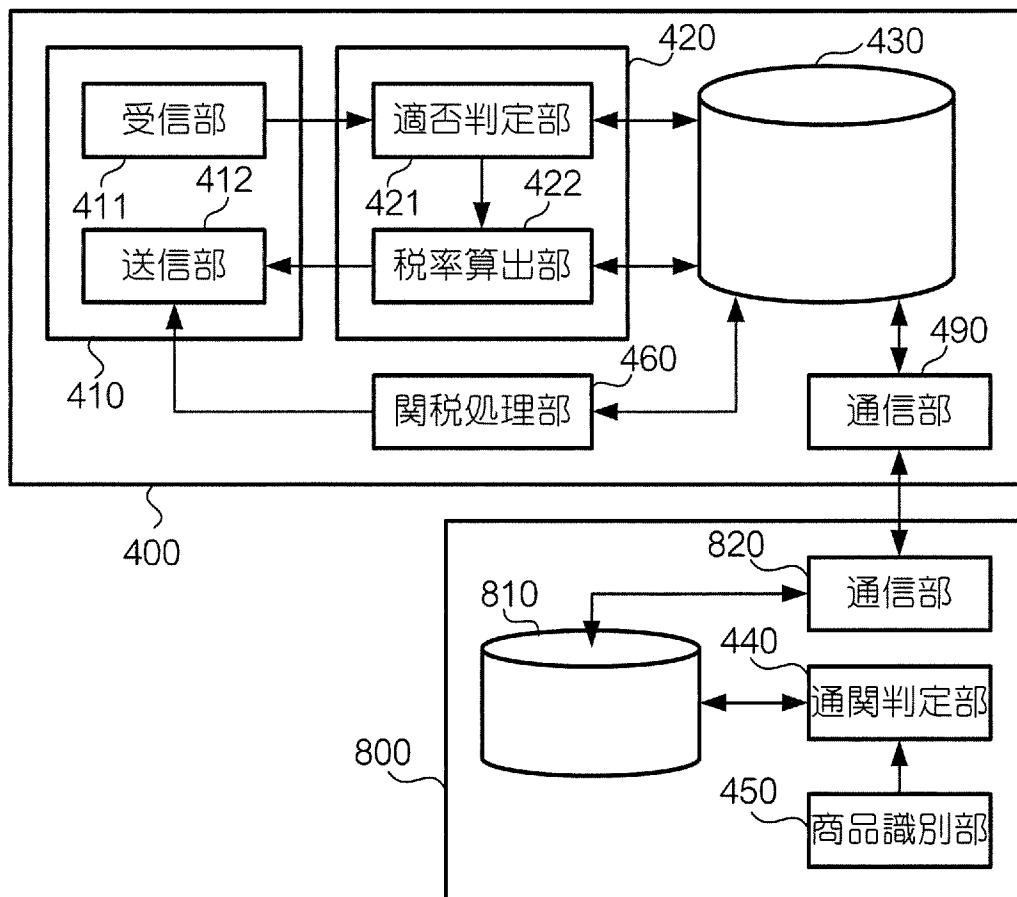
[図1]



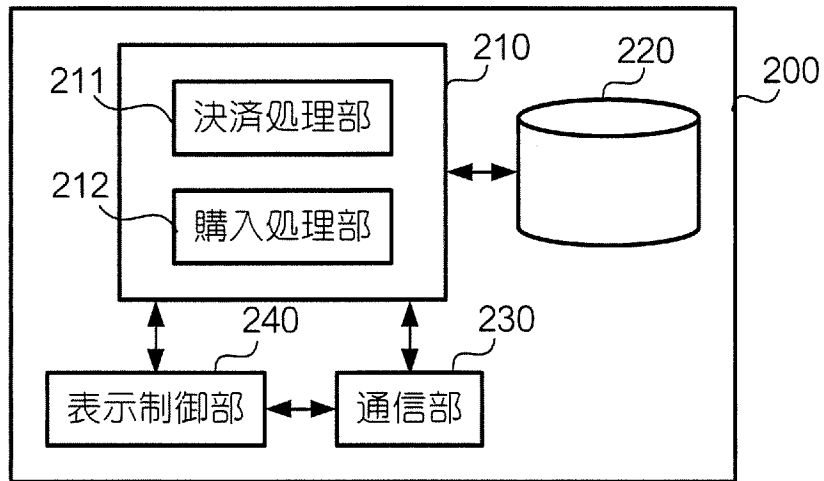
[図2]



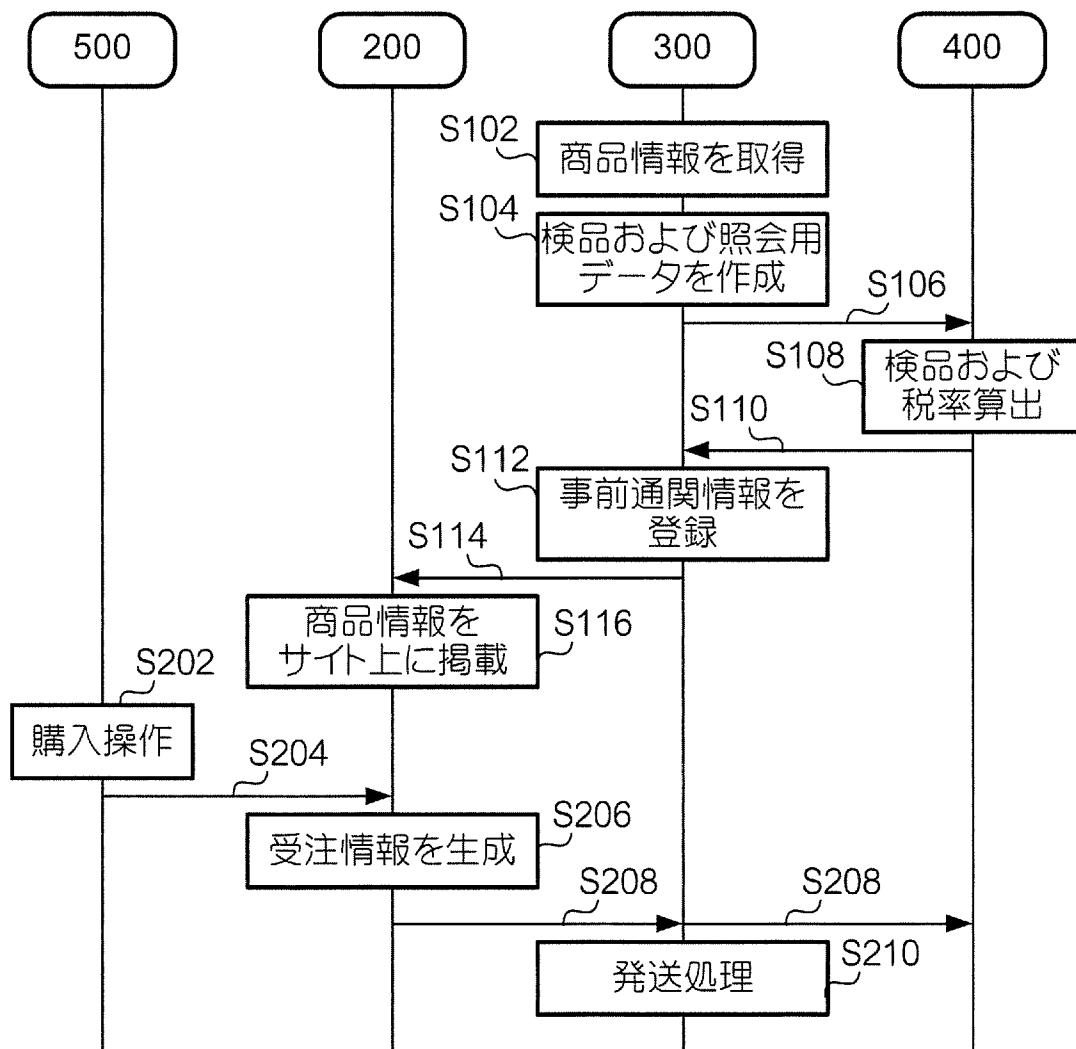
[図3]



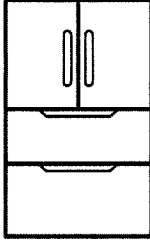
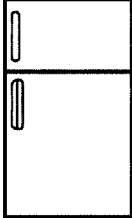
[図4]



[図5]



[図6]

Bさんのログイン中です					
オンラインショッピングXYZ					
< 検索結果一覧 >					
商品検索					
商品ID	商品名	価格	関税込 価格	事前 通関	商品詳細
01234	冷蔵庫	¥50000	¥52500 (A国)	OK (A国)	機能:..... 製造者:... 発売日:... 最新モデル! 
01235	冷蔵庫	¥45000	¥46800 (A国)	OK (A国)	機能:..... 製造者:... 発売日:... お買い得! 

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/JP2016/066352

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
G06Q30/06(2012.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
G06Q30/06

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2016
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2016	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2016

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y A	JP 2013-235407 A (Jihong FU), 21 November 2013 (21.11.2013), paragraphs [0028] to [0033] (Family: none)	1 2-8
Y X	JP 2009-98914 A (Mitsui & Co., Ltd.), 07 May 2009 (07.05.2009), paragraphs [0010] to [0012] (Family: none)	1 2-8
A	JP 2002-230335 A (Yukinari MIYAMOTO), 16 August 2002 (16.08.2002), entire text; all drawings (Family: none)	2-8

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search 19 August 2016 (19.08.16)	Date of mailing of the international search report 30 August 2016 (30.08.16)
--	---

Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan	Authorized officer Telephone No.
--	---

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06Q30/06 (2012.01) i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06Q30/06

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2016年
日本国実用新案登録公報	1996-2016年
日本国登録実用新案公報	1994-2016年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y A	JP 2013-235407 A (符 吉紅) 2013.11.21, 第 0028-0033 段落 (ファミリーなし)	1 2-8
Y X	JP 2009-98914 A (三井物産株式会社) 2009.05.07, 第 0010-0012 段落 (ファミリーなし)	1 2-8
A	JP 2002-230335 A (宮本 享斉) 2002.08.16, 全文, 全図 (ファミリーなし)	2-8

☐ C欄の続きにも文献が列挙されている。

☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
- 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」 同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

19.08.2016

国際調査報告の発送日

30.08.2016

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)
郵便番号 100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

毛利 太郎

電話番号 03-3581-1101 内線 3562

5 L

3990